

## 地域共生型の地熱利活用に向けた自然公園法の 個々の論点について

＜論点1＞優良事例と認められる施設の許可基準及び審査要件(どのような立地や設計であれば容認するかの方や工夫)の更なる明確化についての考え方

＜論点2＞傾斜掘削が地表(噴気帯や地獄現象等)に影響を与えないかどうかの確認方法及び審査の効率化方法についての考え方

＜論点3＞「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」における第2種・第3種特別地域における地熱開発(第2種・第3種特別地域)の基本的考え方

## 論点1: 優良事例と認められる施設の許可基準及び審査要件

- 優良事例の施設の許可基準及び審査要件(どのような立地や設計であれば容認するかを考え方や工夫)の更なる明確化についての考え方(これまでの事例を踏まえて、今後の審査要件として整理可能か)

一 公益性が高いと認められる優良事例の要件として変更又は追加が必要な項目はあるか。また、個別要件の解釈又は許可基準(自然公園法施行規則)の解釈で明確化が必要な事項はあるか。

一 調査～開発の各段階で必要な優良事例の要件や書類について明確化が必要な事項はあるか。

一 風致景観への配慮方法について、既存の優良事例等での実績を基に解釈通知等に例示できる事項はあるか。

## 国立・国定公園における優良事例の形成状況

- 3,000kW以上の地熱開発案件について、掘削以降の段階では優良事例としてふさわしい取組の実施を必ず確認した上で許可がされている。
- 要件の一つである「地域における合意形成」に関する実施状況
  - 探査(噴気試験)以降の開発段階: 全ての許可案件で協議会を設置
  - 掘削調査: 8許可案件中7件で設置(残り1件はJOGMEC直轄事業)
  - 地表調査: 18許可案件中4件で設置

国立・国定公園におけるH24年度以降の地熱開発案件の状況(R2年度末時点)

		地表調査 (特保・1特での 広域調査含む)	掘削調査 (ヒートホール 調査含む)	探査 (噴気試験)	アセス段階	建設段階	操業段階
優良事例	1 特地下への傾斜掘削	19	1	0	0	0	0
	2・3特		7	1	1	1	0
その他	2・3特地下への傾斜掘削		2	1	0	0	0
	地熱通知1(3) 小規模、バイナリー等 (特別地域)		4	3	0	5	5
	普通地域		4	1	0	0	3
合計		19	18	6	1	6	8

# 国立・国定公園における優良事例の例

## かたつむり山発電所(仮称)

事業者:小安地熱株式会社

発電出力:14,990kW

位置:秋田県湯沢市(栗駒国定公園3特)

H23 住民説明会、地質調査等開始

H24 協議会設置、事前環境調査等開始

H25 掘削調査、敷地造成等開始

H29 噴気試験開始

H30 アセス手続き開始 (R3.3.16完了)



図及び写真:小安地熱(株)資料より引用

### 地域における合意形成

「湯沢市小安地域地熱資源活用協議会」

- 構成:学識経験者、地域住民、地場産業関係者、自然保護団体、市(オブザーバーに林野庁、県)
- 内容:事業内容説明、前回調査結果報告、次回調査計画の説明、住民説明会の報告等
- 開催頻度:H24年度に2回、その後毎年度1回
- その他:現場視察会、講演会等を開催

### 地域への貢献

周辺林道の補修  
ジオパークとの連携(環境影響評価により得られた動植物データのジオパークへの提供等)  
地熱資源の活用を検討(農業利用等)

### 自然環境・公園利用への影響低減

有識者に相談しながら動植物・景観等に関する事前環境調査、影響評価、環境保全措置を実施。

- 景観:眺望点から眺望されない立地選定。現地形に沿った敷地形形状設計。現地発生表土・無種子土による緑化。掘削槽等の塗色、間伐材を用いた修景等。
- 動植物:希少種や大径木を極力避けて立地選定。それでも影響がある個体を移植。小動物の移動を阻害しない工法、土砂流出防止策やルート変更等。
- 利用:周辺林道の利用者への案内、交通整理等。

### モニタリング・情報開示

猛禽類の生息状況モニタリングや温泉モニタリングを実施し、協議会で開示。温泉利用への支障が認められた場合には、関係者と協議して対策を実施予定。

## 論点2: 傾斜掘削の審査方法効率化に関する考え方

- 傾斜掘削が地表(噴気帯や地獄現象等)に影響を与えないかどうかの確認方法及び審査の効率化方法についての考え方
  - 一 公園区域外又は普通地域から第2種・第3種特別地域の地下部への傾斜をする場合であって掘削面積が僅少な場合等、当該地域への影響が軽微と考えられるものについては、許可手続を一層迅速に進める事が考えられるが、傾斜掘削が地表(噴気帯や地獄現象等)に影響を与えない軽微又は僅少なものであるかについて、どのように判断できるか。
  - 一同様に、第1種特別地域への傾斜掘削についても地表(噴気帯や地獄現象等)への影響を与えない軽微又は僅少なものであるかについて、どのように判断できるか。

### ■ 「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて(平成27年10月2日環境省自然環境局長通知)」における地熱開発の基本的考え方

一第2種・第3種特別地域で「地熱開発は原則としては認めない」という記載について、過去2回の規制緩和後の優良事例の形成状況や自然環境・景観保全との両立の観点を踏まえ、自然環境保全にも配慮した公益性の高い優良事例を積極的に容認しつつ、地熱開発の加速化に貢献していくという趣旨が明確になるよう基本的な考え方について変更することが可能か。